

鶴岡市農業委員会第 29 回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和 8 年 4 月 15 日 (水) 午後 1 時 35 分 鶴岡市藤島庁舎 205 会議室
出 席 農業委員	1 番 五十嵐 寛 2 番 阿部 晃士 3 番 石塚 治己 4 番 佐藤 晃 5 番 荻原 優太 7 番 鈴木 敏徳 8 番 田澤 幸弘 9 番 佐藤 泰仁 10 番 原田 政幸
出 席 推進委員	1 番 渡部 信子 2 番 齋藤 靖 3 番 須田 進二 4 番 齋藤 潤子 5 番 小南 賢史 6 番 榎本 勝 7 番 吉住 喜之 8 番 長谷川 浩之 9 番 佐藤 圭介 10 番 野村 仁 11 番 池田 賢成 12 番 小林 節徑 13 番 田村 亮真 14 番 佐藤 宣夫 15 番 本間 長志 16 番 伊藤 貢
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	なし
事 務 局	局長 黒井 布美 主査 長谷川 修 主査 渡部 秀明 調整主任 本間 伸一 主事 佐藤 優羽 鶴岡分室主査 村田 直樹 温海分室長補佐 五十嵐 明美 主任 本間 太道
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午後 1 時 35 分
議 長	本日の欠席、遅参、早退はありません。定足数に達しておりますので、只今より第 29 回西部農地部会を開会いたします。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名いたしますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、7 番 鈴木敏徳委員、8 番 田澤幸弘委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは、報告事項に入らせていただきます。

議 長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について 報告第5号 許可を要しない農地の転用について 報告第6号 農用地利用集積等促進計画の許可について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説 明)《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説 明)《報告第3号 農地法第5条の規定による届出について》
	(説 明)《報告第4号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明)《報告第5号 許可を要しない農地の転用について》
	(説 明)《報告第6号 農用地利用集積等促進計画の許可について》
議 長	報告事項ではありますが、質問はございませんでしょうか。6番 榎本推進委員。
6番 推進委員	推進委員 6番 榎本です。要望ですが、転用許可を要しない報告事項でも、送電設備などは、他の農地への影響等も色々考えられるので、場所がわかる地図などを、添付していただけないかという意見です。
事務局長	ご意見はごもっともと思います。 以前は転用関係の報告事項について全部地図をつけていたのですが、旧鶴岡の市街化区域に家を建てる案件等が多くあり、事務局の事務の効率化のために、なくした経過があります。 タブレットに議案を早めに送付しておりますので、見ていただいた段階で、この案件は図面が必要だと思ったら、事務局に連絡いただければ、部会に間に合わせるように送ることは、分室と相談して可能だと思います。 全部地図をつけてしまうと、事務の効率化にならないので、欲しいものは出すので、その都度連絡していただき、対応するという事でいかがでしょうか。
6番 推進委員	わかりました。
事務局長	どうもありがとうございます。
議 長	準備することは可能であるということでしょうか。
事務局長	準備はできているので大丈夫です。
議 長	他にありませんでしょうか。
	(発言者なし)
議 長	なければ、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	担当委員からの現地調査報告をお願いします。6番 榎本推進委員。

6 番 推進委員	推進委員 6 番 榎本です。鶴 1 は、遠隔地の所有者ですが、農地処分のため、耕作者であり、管理人であった集落内農業者である譲受人へ無償譲渡ということで、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしました。
議 長	続いて鶴 2 についてお願いします。2 番 阿部委員。
2 番委員	2 番 阿部です。鶴 2 に関しては、相続により取得した農地の処理にあたり、近接耕作者である譲受人へ売却するもので、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断しました。 続きまして、鶴 3 に関しては、農地処分のための集落内農業者である譲受人へ売却するもので、これも農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断しました。
議 長	次に鶴 4 についてお願いします。8 番 長谷川推進委員。
8 番 推進委員	推進委員 8 番 長谷川です。鶴 4 についてですが、農業者年金受給に伴う経営移譲のため、親子間で使用貸借権の設定を行うものですので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可相当と判断をいたしました。
議 長	次に鶴 5 についてお願いします。11 番 池田推進委員。
11 番 推進委員	推進委員 11 番 池田です。鶴 5 の案件は、受人が今年の 3 月に SEADS を卒業し、新規就農するために農地を借り入れるものです。受人は、地域の農業団体にも加入し、積極的に農業を志す新規就農者です。詳しくは別紙、営農計画概要をご覧ください。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断しました。
議 長	次に鶴 6 についてお願いします。5 番 小南推進委員。
5 番 推進委員	推進委員 5 番 小南です。鶴 6 の案件ですが、基盤強化法による貸借期間終了に伴い、3 条により再契約を行うもので、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断しました。
議 長	次に温 1 についてお願いします。16 番 伊藤推進委員。
16 番 推進委員	推進委員 16 番 伊藤です。温 1 の案件ですが、現地は高速道路あつみ温泉インターチェンジ出入り口付近の道路を挟んだ両側にある田になります。昨年までは別の方が水稻作付けを行っていましたが、今後は借り人が耕作するということで話がまとまったものです。引き続き水稻作付けの予定であり、問題はないと思われます。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、議案通り決しました。続きまして議案第 2 号 非農地証明願について事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 2 号 非農地証明願について≫
議 長	次のページの付近見取り図を参照下さい。 担当委員からの現地調査報告をお願いします。8 番 田澤幸弘委員。

8 番委員	8 番 田澤です。申請地は藤沢集落南側の山手にある農地で、30 年以上前から不耕作となり、航空写真である付近見取り図をみてもらった通り杉林になっている状況でした。現況についても、山林・原野の状況にあり、農地性は無いと判断しました。
議 長	それでは、審議を行います。質疑のある方は、挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 2 号 非農地証明願について賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号 非農地証明願については、議案通り決しました。続きまして、議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、事務局の説明を求めます。
議 長	(説 明)《議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について》
議 長	ここで一旦休憩にはいります。
	(休憩)
議 長	休憩を解きます。それでは、審議を行います。質疑のある方は、挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定については、議案通り決しました。以上で、本日の審議はすべて終了しました。これにて、第 29 回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後 2 時 10 分

	議 長 <u>原 田 政 幸</u> 議 事 録 署名委員 <u>鈴木 敏 徳</u> 議 事 録 署名委員 <u>田澤 幸弘</u>
--	--